

雫石町内における各種開発等に係る埋蔵文化財の取扱いについて（ご案内）

雫石町教育委員会生涯文化スポーツ課
〒020-0555
岩手県岩手郡雫石町上曾根田 114
（雫石町中央公民館）
TEL：019-692-4181

1. はじめに

（１）埋蔵文化財と埋蔵文化財包蔵地

埋蔵文化財とは、文化財保護法第 92 条で「土地に埋蔵されている文化財」と規定され、具体的には、地中にある住居跡や墓、柱跡等の「遺構」と、土器や石器、木製品や金属製品、古銭等の「遺物」を言います。

また、第 93 条では「貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地」を「周知の埋蔵文化財包蔵地」と規定し、これは一般的には「遺跡」と呼ばれています。

（２）埋蔵文化財がもつ特徴

埋蔵文化財は町の歴史文化を伝える貴重な資料ですが、包蔵地の内容は 1 か所ごとにすべて異なり、さらに、一度発掘すると二度と復元できないという性質を持っています。そして、埋蔵文化財は文字どおり地中にあるため、地表からその状況をすべて把握することは困難です。

（３）遺跡地図の取扱いに関する留意事項

遺跡地図は、過去の調査や伝承等をもとに、埋蔵文化財が存在すると推測される範囲を設定し公表しているものですが、地図で示している範囲（境界線）は、埋蔵文化財がもつ上記の特徴により絶対的なものではありません。そのため、地図上では範囲の外側になっている場所や、周囲に遺跡がない場所から埋蔵文化財が見つかる可能性があります。新たに埋蔵文化財が発見された場合などは、遺跡の追加や範囲の変更を行うため、遺跡地図は随時更新されていきます。

2. 雫石町内の埋蔵文化財の状況

雫石町内の埋蔵文化財包蔵地は、昭和 40 年代までに行った現地踏査の結果をもとに、『雫石町史』（昭和 54 年刊行）で 140 か所の一覧が掲載され、以降、各種開発行為に伴う事前調査や、平成 12 年度から 17 年度にかけて行った町内遺跡詳細分布調査の結果、令和 8 年 8 月現在では 213 か所となっています（『雫石町史 第三巻』令和 8 年刊行）。このうち、主に御所ダム建設や圃場整備をはじめとする各種開発等に伴い、合計 31 か所の遺跡で発掘調査が行われ、調査成果はそれぞれ埋蔵文化財発掘調査報告書で公表されています（「雫石町文化財保存活用計画」令和 7 年）。

また、住宅建築をはじめとする各種開発に伴う埋蔵文化財の取扱いについては、雫石町埋蔵文化財事務取扱要綱に基づき事務処理を行っています。随時、事業者からの照会に対応しながら、必要に応じて試掘調査や工事立会を行い、埋蔵文化財の適正な保護と保存に努めています。

近年では平成 30 年度、令和 6 年度、令和 8 年度に記録保存のための発掘調査（本調査）が 1 件ずつ実施されています。

3. 埋蔵文化財の取扱いと事前の事務手続きについて

（1）事前照会（～回答）

雫石町内で土木工事等の事業を計画している方は、できるだけ早い段階で、開発予定地が周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）に該当するかどうかを雫石町教育委員会（以下「町教委」と言います。）に照会してください。照会は、窓口以外に F A X ・ メールでもお受けしますが、**必ず所定の様式「埋蔵文化財の所在及び取扱い等に係る照会書（兼）回答書」《様式 1》**をご使用ください。その際は、事業計画の範囲が分かる図面等もご準備ください。トラブル防止の観点から、電話等による口頭での回答は行いませんのでご了承ください。

埋蔵文化財包蔵地の該当の有無は、町教委で遺跡地図と照合し、回答書《様式 1 の下半分》により回答します。雫石町内の遺跡の分布状況については、『雫石町遺跡地図』（冊子版）または岩手県ホームページ内にある「いわて遺跡地図」でも確認することができますが、町教委で最新の情報をもとに判定を行いますので、独自に判断せず、必ず照会・確認をするようお願いします。

（2）周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事等を行う場合の手続き

開発予定地の全部または一部が周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲に含まれる場合は、法第 93 条第 1 項に基づく届出（以下「発掘届」と言います。）が必要です。発掘届は、工事着手予定日の 60 日前までに町教委に提出することが定められています。

なお、発掘届は、《様式 1》による事前照会の手続きにおいて「**発掘届の提出を指導**」した案件に限り受理しますのでご注意ください。

発掘届の提出方法 《様式 2 - 1》により、別記に必要事項を記載し、添付書類として付近の地図及び工事等の概要を示した図面等を付して、1 部を町教委あて提出してください。

（3）周知の埋蔵文化財包蔵地の隣接地または大規模開発を行う場合の手続き

開発予定地の全部または一部が周知の埋蔵文化財包蔵地に隣接（範囲の境界線から概ね 30m 以内）する場合や、総面積 3,000 m²を超える大規模な開発計画の場合は、法第 93 条第 1 項に基づく届出に準じ、協議を行うこととします。協議の資料となる「埋蔵文化財取扱等協議書」（以下「協議書」と言います。）は、発掘届に準じ、工事着手予定日の 60 日前までに町教委に提出をお願いします。

なお、協議書は、発掘届と同様に、**協議書は、《様式 1》による事前照会の手続きにおいて「協議書の提出を指導」した案件に限り受理**しますのでご注意ください。

協議書の提出方法 《様式 2 - 2》により、別記に必要事項を記載し、添付書類として付近の地図及び工事等の概要を示した図面等を付して、1 部を町教委あて提出してください。

4. 届出（協議）後の対応について

町教委は、事業者からの発掘届または協議書を受理した後、工事の内容等を見ながらその後の対応を決定・通知します。

発掘届に基づく指導としては、「発掘調査」、「工事立会」、「慎重工事」の3種類がありますが、そのうち「発掘調査」については、あらかじめ実施する「試掘調査」の結果に応じ事業者との協議の上指導することとしていますので、直ちに「発掘調査」を指導することは基本的にはありません。

また、「協議書」に基づく指導としては「試掘調査」、「工事立会」、「慎重工事」の3種類があり、それぞれ次の内容によって手続きを進めることとなります。

【試掘調査】 → 埋蔵文化財の有無や状況を確認するための調査。

町教委から「試掘調査の実施に係る協力依頼」を行います。土地への立ち入りや掘削等の作業を行う関係から、実施に先立ち、事業者のところで対象となる土地所有者全員分の「**試掘調査承諾書**」《様式3-2》を取りまとめ、町教委に提出してください。

その後、町教委で重機等の手配及び日程調整を行った上で試掘調査の実施日を通知し、調査を行います。

重機や作業員等、調査に直接関係する経費については町から支出しますが、予算の状況によっては日程が後ろ倒しとなる場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、調査を行うための伐採・刈払い等、環境整備については事業者により行っていただくようお願いします。

調査結果は「**試掘調査結果報告書**」《様式3-4》により事業者にお知らせしますが、埋蔵文化財が発見された場合は、必要に応じ包蔵地の範囲変更や新規発見等の事務手続きを行った上で、発掘調査の実施について協議を行うこととなります。

【工事立会】 → 掘削日当日に職員が立ち会って状況を確認するもの。

工事等で実際に掘削を行う時に、職員が状況確認のため立ち会います。掘削日が決まりましたら町教委に日程をお知らせください。職員の日程調整等のため、掘削予定日の概ね1週間以上前にご連絡をお願いします。

【慎重工事】 → 特段の対応を必要としないもの。

地下の状況に留意しながら工事等を施行していただきます。万が一、工事等に伴い埋蔵文化財が発見された場合は、直ちに町教委にお知らせください。

5. 発掘調査（緊急発掘調査）の実施について

（1）発掘調査実施に至る協議

試掘調査等で埋蔵文化財を確認した場合、基本的には現状保存を最善とした協議を行います。工法や掘削場所の変更等によって埋蔵文化財への影響を回避できる場合は「工事立会」または「慎重工事」の取扱いとなりますが、影響が避けられず現状保存が不可能となった場合、記録保存のための「発掘調査」（「緊急発掘調査」とも言います。）を実施することになります。

その際は、発掘調査の対象とする範囲及び実施方法等について事前調整を行った後、文化財保護法第93条第2項の規定等に基づき、事業者が発掘調査の実施を指導します。

（２）発掘調査の実施主体

発掘調査は、原則として事業者自身が調査組織・体制を整備し、実施主体となって行うこととしますが、実際は、事業者との協議を踏まえ、町との委託契約により町教委が主体となるか、事業者が調査組織を紹介・あっせんし、事業者・調査組織・町教委の三者協定を締結した上で、事業者と調査組織との委託契約により調査組織が主体となる場合が想定されます。

実施主体については、あらかじめ、その方向性について事業者から「**埋蔵文化財発掘調査の実施主体について**」《様式５》により町教委に報告をいただき、その後協議を行って決定します。

なお、町教委が主体となる場合は、調査体制や予算編成の関係上、実施時期が後ろ倒しとなり希望に添えない場合があります。

（３）発掘調査の費用と期間

発掘調査に係る費用は、原因者負担の原則により事業者の全額負担となります。費用は、直接経費（野外調査費用・室内整理作業費用及び報告書印刷製本費用）及び間接経費（一般管理費等）により積算します。

直接経費は、文化庁「埋蔵文化財の本発掘調査に関する積算標準について（報告）」をもとに、試掘調査の結果から予想した遺物包含層の厚さ、遺構数、遺物量等により、掘削、精査、測量等に係る作業員数や諸作業量を算出して積算します。なお、調査組織が主体となる場合は、この直接経費に一般管理費等の間接経費が加わることが見込まれます。

また、実施期間は、野外・室内それぞれ必要となる総作業員数を１日当たりの作業員数で割って算出した日数を合計し、設定します。町教委が実施主体となる場合は、調査効率等の観点から原則として冬期間（１１月～３月）の野外調査は行わないため、野外調査にかかる作業員数が多くなる場合、調査員（調査補助員）の増員や複数年にわたる実施期間の設定を検討する必要があります。

（４）公費による発掘調査（国庫補助対象事業）

発掘調査に係る費用は、原則として事業者が全額を負担するものとしておりますが、個人の専用住宅の建設等、事業者に対し費用負担を求めることが困難であると認める場合は、例外的に公費負担によって実施する場合があります。そのような事業については国庫補助事業の対象となっており、町教育委員会が主体となって予算の範囲内で発掘調査を実施することができます。ただし、国庫補助事業の適用を受けるためには、事業実施の前年度中の申請が必要となっていることから、申請期限（概ね例年９月末頃）後に発掘調査の実施を決定した場合、調査費用の額によっては実施年度を１年繰り延べ、翌年度の申請、翌々年度の調査実施となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

６．発掘調査（野外調査）の終了後について

記録保存を目的とする発掘調査は、野外調査が終了すれば、室内整理作業の実施前でも工事等に着手することが可能となります。

なお、発掘調査により発見された土器や石器等の出土品は、遺失物法の適用を受けますので、調査主体から所轄警察署に「埋蔵物発見届」を提出するとともに、県教育委員会に「埋蔵文化財保管証」を提出します。その後、調査で得られた成果をまとめ、発掘調査報告書の刊行をもって事業完了となります。

【開発等に係る埋蔵文化財取扱いフローチャート】

